

電波利用料の見直しに関する検討会(第3回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年 4 月 22 日(月) 10 時 00 分 - 11 時 50 分

2 場所

総務省 7 階 省議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、飯塚留美、北俊一、関根かをり、高田潤一、林秀弥、柳川範之、湧口清隆、吉川尚宏

(2) 意見提出者(発表順)

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、UQコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクモバイル(株)、イー・アクセス(株)、(株)ウィルコム

(3) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、田原移動通信課長、荻原電波利用料企画室長、南大臣官房審議官

(4) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 資料 3-1 | 第3回電波利用料の見直しに関する検討会提出資料【(株)NTTドコモ】 |
| 資料 3-2 | 電波利用料の見直しに関する意見【KDDI(株)】 |
| 資料 3-3 | 電波利用料の見直しについて【UQコミュニケーションズ(株)】 |
| 資料 3-4 | 電波利用料の見直しに関する意見【ソフトバンクモバイル(株)】 |
| 資料 3-5 | 電波利用料の見直しに関する検討会事業者ヒアリング【イー・アクセス(株)】 |
| 資料 3-6 | 電波利用料の見直しに関する意見【(株)ウィルコム】 |

資料 3-7 電波利用料の見直しに関する意見募集の結果【事務局】
参考資料 3-1 電波利用料の見直しに関する検討会（第2回）議事要旨

5 議事概要

(1) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料3-1から資料3-6に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行われた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

(高田構成員)

携帯電話端末1台毎に課せられている電波利用料というコストについて、利用者からどのような形で徴収しているのか。

また、2点目として、携帯電話事業者にはユニバーサルサービスの課金がされているが、そのことと公共性との関係について教えて頂きたい。

(NTTドコモ)

携帯電話のサービス料金は全体のコストをどのように負担するかを踏まえて設定する。携帯電話に係る電波利用料は、端末毎の料額と、帯域毎の料額が設定されており、そのトータルを電波利用料によるコストとして考えている。そのため、端末毎の料額に応じて利用者一人当たりいくらというような考え方でサービス料金を算定しているわけではない。

(KDDI)

考え方はNTTドコモと一緒である。電波利用料全体としては、利用者から負担して頂いているが、毎月の料金の請求書において電波利用料として徴収しているわけではない。

しかし、社内の事業別の採算管理では端末毎の電波利用料の計算をしており、M2Mのような新たなものをやろうとした時に、個別の採算管理で採算が合わないという支障がでてくるので、端末毎の料額は見直して頂きたい。

(UQコミュニケーションズ)

弊社も同様であるが、帯域の電波利用料については固定費扱い、無線局毎の利用料については、変動費としているため、特に新たなサービスを入れる場合には、一人一人、1台1台コストにペイするかどうかの料金設定上の根拠になっている。

(ソフトバンクモバイル)

各社と同じである。ただ、M2M等の新しい分野において、端末毎の電波利用料負担が参入の障壁になっているので、帯域当たりの電波利用料1本化というのを強く推している。

(イー・アクセス)

各社と同じである。

(ウィルコム)

PHSの場合は携帯電話と違い、特定小電力無線局という免許不要局になっているので端末の電波利用料は課されていない。

(竹内電波政策課長)

ユニバーサルサービス料の考え方については、極端な過疎地の端末回線や公衆電話の維持について、費用と収益の関係が著しく乖離している場合に、その部分を固定回線・携帯も含めた全加入者にご負担頂く形でカバーするというものである。

(林構成員)

電波利用料の性格として、手数料的なものと使用料的なものの2つがあるが、各無線局で均等割負担している前者のうち、電波監視や総合無線局監理システムの運営費用など恒常的な業務については、引き続き、典型的な共益事務として、料額と歳出の安定性に一定の配慮を行うことが必要であると考え。これを、帯域課金への一本化や特性係数の改変をした場合に、現在の歳入とか、あるいは歳出規模に大きな変化がでることも予想されうることから、激変緩和措置が必要ではないかと考えるが、いかがか。

(NTTドコモ)

帯域課金に一本化し、安定的に必要な費用は帯域課金の算定に反映することで、逆に安定化が図れるのではないか。

(KDDI)

NTTドコモと同じである。負担の仕方と使い方がセットなので、激変するような場合は何らかの措置が必要かと思うが、基本的には必要な歳出に対して安定的な歳入があるように仕組みを作るべきである。

(UQコミュニケーションズ)

弊社も同様である。算定された歳出規模に見合う利用料とすべきであり、歳出に激変があればその対応は必要だが、基本的にはあまり必要ない。

(ソフトバンクモバイル)

前回、料額が大幅に増加する放送局については、一定の水準に料額をとどめる等の配慮が必要という話があったが、負担は増加した。今回も同じように負担は増加しても、放送と通信の料額のアンバランスを解消することが必要。

(イー・アクセス)

一定の配慮はある程度必要かもしれないが、特性係数といったアンバランスを無くすことが大事である。

(ウィルコム)

各社から賛同を得られるようにするためには、激変緩和も必要である。

(湧口構成員)

UQ コミュニケーションズの資料について、新規参入者に対する軽減措置として、現行の前払いの方式だと負担が大きいので、月単位や分納を可能とすべきという意見がある。新規参入者に対する優遇措置として、このような形であれば負担軽減になるというお考えか。

(UQコミュニケーションズ)

現行の制度では、電波を頂いて6ヶ月目から電波利用料がかかるが、サービス開始まで設備構築に時間がかかり、また、収入がない中で一括納付はかなりきついのではないかと。新規事業者だけ安くというのもあるとは思いますが、既存事業者とのバランス等の問題を考えると、月単位の分納が出来ればかなり負担が減るのではないかと。

(湧口構成員)

携帯事業者各社が一斉に帯域課金の意見を出されているが、事業者から見た時に、端末、基地局毎という単位で、電波の監視等の共益事務の業務によるメリットというのを感じていないということか。むしろ、帯域単位で業務を行えば、個々の無線局単位の話は大きな問題にならないとお考えか。

(NTTドコモ)

用途の規模に応じて料額の算定を行うので、帯域課金になったからといって、特定の用途に使えないという類のものではないと理解している。

(KDDI)

無線局単位での課金については、同じ帯域でたくさん使う程、電波を有効利用しているにも関わらず、負担する額が増えるというのはどうかという議論が過去にあり、それを是正するために、帯域課金が出てきた。混信対策やデータベースの構築については、全体の中でやっていけばいいのではないかという認識である。

(UQコミュニケーションズ)

歳出目的の問題というよりは、今後端末が増えた場合に、支払額が青天井で膨らんでいくというような取り方よりは帯域課金への1本化ということをお願いしているのであり、用途を制限すべきという話をしていない。

(ソフトバンクモバイル)

電波の有効利用を考慮した際に、帯域課金に1本化して、一定の帯域の中で増え続ける無線局を収容するインセンティブが働いた方がいい。また、用途について帯域1本化になったからといって、電波監視を疎かにするのは違う話である。

(イー・アクセス)

各社と基本的には同じである。帯域課金に1本化をしても十分にコストをまかなえるのではないか。

(ウィルコム)

基地局と端末は一体なので、端末だけの監視という考え方はないのではないか。

(座長)

常時ローミングといった端末のグローバルな利用がされた場合、端末毎の料額課金は国際競争力という点で問題はあるか。

(NTTドコモ)

現在の制度で、外国の無線局から電波利用料を徴収する仕組みはないと認識しているが、利用形態の多様性を阻害するような仕組みは有益ではない。こ

れについては、帯域課金に統一するということでクリアできる問題である。

(KDDI)

意図的に海外のものを沢山日本に持ってきて使うということは悪意と捉えられる。あとはNTTドコモと同じ考え方である。

(UQコミュニケーションズ)

同じ意見である。

(ソフトバンクモバイル)

同じ意見である。

(イー・アクセス)

同じ意見である。

(北構成員)

放送の特性係数を定めた根拠として、放送は国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものであるということと、放送法の災害放送義務のほか、公職選挙法の関係があったと記憶しているが、どうか。また、ネットでの選挙活動の解禁の話もあるが、これを受けて今後考えなければならないことはないか。

(竹内電波政策課長)

放送の特性係数については、国民の生命財産の保護に必要な災害時の放送の提供等、あまねく放送の役務提供が放送法上の規定として入っていることから特性係数をそれぞれ2分の1としている。ただ、公選法のいわゆる政権放送等があるからというようなことはない。

(吉川構成員)

今回の電波法の改正で、地方公共団体の防災行政無線のデジタル化について、電波利用料の用途の対象となるが、防災行政無線については、既に電波利用料を負担しているという理解でよいか。また、そもそも国、地方公共団体はどのくらい電波利用料を払っているのか。

(荻原電波利用料企画室長)

地方公共団体の防災行政無線については、料額を半額にしているものの、これまでも徴収させて頂いている。国・地方公共団体からの徴収規模については、

手元に正確な数字はないが、おおむね8億ぐらいである。

(座長)

国・地方公共団体の場合には、b群と理解してよいか。

(荻原電波利用料企画室長)

a群とb群の合計額が料額として決められている。

(座長)

SIMの情報を遠隔で書き換えるといった技術動向をどういう風に捉えているか。

(NTTドコモ)

SIMを書き換えたとしても、事業者側の交換機データを書き換えないと通信できない仕組みになっている。そのため、遠隔でSIMの情報を書き換えると同時にその事業者側の交換機のデータも書き換えていくというような仕組み作りをすることになるので、端末が何台運用されているかを把握する仕組みを構築することはできると思われる。端末毎の電波利用料という考え方がある場合、このような仕組み作りを含めてやっていかなければいけないが、帯域課金になれば、端末数を把握する必要がなくなり、こういった複雑な仕組みを作る必要はない。

(KDDI)

既にSIMの有無で、事業者によってカウントの仕方が違っていたりしているの
で、帯域課金への一本化である程度整理はできる。ただし、帯域課金に一本化
した場合、携帯電話以外の無線局との整合性、公平性の問題というのは当然出
てくるかと思うので、その点をご議論頂きたいと思う。

(UQコミュニケーション)

弊社ではSIMを使わずに、WiMAX上で端末の情報を書き換えるという仕組
みを構築しており、SIMよりも利便性が高いと考えている。しかし、SIM方式と弊
社のような電波を使った方式で、現行制度では徴収の差分が出ているという問
題があるので帯域課金で一本化して頂きたい。

(ソフトバンクモバイル)

ほぼ同じ意見である。帯域課金に一本化することによって解消できる。

(イー・アクセス)

基本は同じである。端末の利用料がある場合に、事業者としては、契約を契機とするような形での対応もあり得ると思うが、端末の利用料が無くなれば、そういう問題も解消されるのではないか。

(関根構成員)

歳入と歳出のアンバランスに関して、携帯電話事業者の負担が歳入面でとても多くて、歳出面で地デジ対策が大きいということで、携帯電話事業者の負担が多く見受けられるが、地デジを除いた用途のうち、携帯電話事業者に向けた歳出の割合はどれくらいか。

(竹内電波政策課長)

用途のうち、電波監視や、データベース管理などは、すべての無線局に関係してくるため、按分の考え方をどうするかという問題がある。また、携帯電話等エリア整備事業の6.4%、電波遮へい対策の2.7%は基本的には全て携帯電話事業者の行う事業に対する補助金である。研究開発については、複数の免許人の業務にまたがるようなものもやっている。こういったものについて個別に按分するのは困難。そういった意味で携帯電話事業者に向けた歳出を何%とお示しするのは難しい。

(柳川構成員)

各社の意見の中で、「安易に用途が追加拡大とならないように歳出規模、用途を精査・抑制して」、というものがあるが、より具体的にどのような内容の歳出を精査・抑制する必要があるとお考えか。

→(各社意見なし)

(飯塚構成員)

用途については、周波数全体を有効に使おうといった時に、共用がこれからどんどん進むことを鑑みる必要がある。イギリスでは、複数のシステムでの共用を想定し、混信に強い受信機を開発しているケースもある。全体を考えた時にこのような受信機のような分野にも研究開発費用を拠出することも検討が必要ではないか。

(高田構成員)

携帯電話事業者の帯域において、違法電波による電波障害がどのくらい起きていて、どのくらい電波監視が出勤する場面というのがあるのか。

(竹内電波政策課長)

携帯電話、あるいは航空無線とか警察無線とか、社会活動に重要な影響のあるような無線局に対して混信があった場合には、直ちに除去するよう、対応を進めている。件数は、携帯電話以外も含めた重要無線通信への妨害に関する申告件数が平成23年度で501件となっている。携帯電話に対する件数など詳細はまた次回に説明させていただきたい。

(林構成員)

UQ コミュニケーションズ提出資料に関し、電波利用料の用途について、「電波の安心安全のための研究であるとか、国民に対する広報・啓発活動について取り組みを充実すべきである。」とあるが、現行法においても、電波利用料を用いてこれらの取り組みはなされているが、具体的な更なる充実事項とか、こういった取り組みを更に充実したいというような中身について何かあるか。

(UQコミュニケーションズ)

現在、携帯電話等の基地局を設置する際、周りの住民の方に充分ご説明しているが、事業者からのご説明では、なかなかご納得頂けないということがあり、国として、その辺りの広報・啓発活動という取り組みを充実して頂ければと考えている。

(2)意見募集の結果について

資料3—7に基づき、事務局より説明が行われた。その後、質疑応答が行われた。内容は以下の通り。

(湧口構成員)

提出意見に子供手当、児童手当等への支出に関するものがあるが、具体的にどのくらいの金額が入っているのか。

(荻原電波利用料企画室長)

平成23年度の支出として児童手当は0円、子ども手当が24,398,000円である。子ども手当については、例えば電波監視要員の人件費等を電波利用料から支出しているが、それに付随するものとして計上しているもの。

(吉川構成員)

次回以降、ヒアリングに誰を呼ぶかについて、方向性なり、候補なりあれば教え

て頂きたい。

(荻原電波利用料企画室長)

ヒアリング対象者については座長と相談中であるが、次回に関しては放送事業者と、固定通信事業者としてNTT東西等にお問い合わせしようと相談しているところ。その次の第5回については、今回ご意見を頂いた中から、特に検討会の論点について直接的に関連するご意見を頂いているところを中心にお願いをしたいと考えている。

以 上